

介護老人保健施設 すこやか森
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設すこやか森（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設すこやか森通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、重要事項証明書、個人情報の利用目的に関する説明書（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人・連帯保証人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人及び連帯保証人を立てます。但し、利用者が身元引受人及び連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額300万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用

料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び連帯保証人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙「サービス提供に伴う利用者負担料金表」をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたとき

は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を

作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、舞鶴市及び京都府に連絡を行います。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院

介護老人保健施設すこやか森

通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

（令和6年6月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院
介護老人保健施設すこやか森
- ・開設年月日 平成12年3月21日
- ・所在地 京都府舞鶴市字引土630番地
- ・電話番号 0773-78-3001 ・ファックス番号 0773-78-3005
- ・管理者名 布施 春樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設通所リハビリテーション（2652780012号）
介護予防通所リハビリテーション H18. 4. 1

（2）通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針
（事業の目的）

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

（運営方針）

- ① 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努める。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「生活に四季」と「心にぬくもりのあるケア」の中で過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、通所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 医 師	1			医療業務
・ 看護職員	1 (兼任)	1		看護業務
・ 薬剤師		1 (兼任)		薬剤業務
・ 介護職員	6			介護業務
・ 支援相談員	1 (兼任)			相談業務
・ 理学療法士	2			理学療法業務
・ 作業療法士	1			作業療法業務
・ 歯科衛生士	1 (兼任)			口腔衛生業務
・ 管理栄養士	1 (兼任)			管理栄養業務
・ 介護支援専門員	1 (兼任)			相談業務
・ 事務職員	2 (兼任)	2 (兼任)		事務管理業務
・ その他	3 (兼任)	3 (兼任)		運転、保守点検、清掃

(4) 通所定員 35 名

(5) 通常の事業の実施地域
舞鶴市内 10 km 以内の区域

(6) 営業日・営業時間等

- ・ 営業日・時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
 - ・ サービス提供日・時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0
- (土、日、年始を除く祝祭日)

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 通所リハビリテーション計画に基づく食事の提供 (* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 昼食 午後 12 時 00 分から
- ③ 通所リハビリテーション計画に基づく入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ④ 通所リハビリテーション計画に基づく居宅及び施設間の送迎
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

3. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合 (負担割合証に記載) に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は 1 か月につき料金表の利用料金全額をお支

払ってください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します

(料金表)

料金表については、別紙「サービス提供に伴う利用者負担料金表」をご確認下さい。

(利用料等のお支払方法)

口座振替となります。「預金口座振替依頼書」を速やかに提出してください。

支払日（口座振替日）は、毎月27日（休日の場合は、翌営業日）とします。万一、口座振替が支払日に出来なかった場合は、銀行振込（振込手数料は、利用者負担）となります。

5. 施設利用に当たっての禁止事項

- ・原則、敷地内禁煙とする。
- ・職員又は他利用者に対して、暴言、暴力、脅迫、恐喝、強迫、ハラスメント等の迷惑行為は禁止する。
- ・職員又は他利用者に対して、プライバシーの侵害となる写真撮影、録音、録画等を無断で行うことは禁止する。
- ・他人を動揺させたり、自由を侵すような宗教活動は一切禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・火気の取扱いは、指定した場所以外での使用を禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置
- ・防災訓練 年2回

6. 苦情処理

当施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、以下のように、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応します。受付けた苦情は、管理者及び関係部署責任者と協議の上、対応します。

- ① 受付窓口
- ② ご意見箱（受付・2階フロア・3階エレベーターホール）
- ③ 電話
- ④ 手紙 など

また、苦情に対する検討内容を施設内に掲示いたします。

介護老人保健施設すこやかの森窓口

電話番号：0773-78-3001

相談窓口：介護老人保健施設 すこやかの森

担当者：山本 真史

受付時間：（平日）午前9時から午後5時まで

行政苦情・相談窓口

舞鶴市福祉部 高齢者支援課	所在地 舞鶴市字北吸 1 0 4 4 電話番号 0 7 7 3－6 6－1 0 1 3 F A X 0 7 7 3－6 2－7 9 5 7 受付時間 (平日) 午前 8：3 0～午後 5：0 0
------------------	--

7. 第三者評価の実施状況

- ・訪問調査実施日 平成 30 年 12 月 20 日
- ・評価機関名 一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会
- ・結果の開示 あり

個人情報の利用目的に関する説明書

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設 すこやか森では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 すこやか森

通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設すこやか森の施設（介護予防）通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款、重要事項説明書、個人情報の利用目的に関する説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設 すこやか森
施設長 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

